その1 ばい煙に係る指定施設

指 定 施 設	規模・能力
1 ボイラー (温水ボイラー 蒸気ボイラー 熱風ボイラー等	総理府令で定めるところにより算出した伝熱面積が 5 平 方メートル以上 10 平方メートル未満のもの (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のものを除く。)
2 金属の精製又は鋳造の用に供する熔解炉 キューポラ 反射炉 電気炉等	ア 火格子面積 (火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が 0.5 平方メートル以上 1.0 平方メートル未満のもの イ 羽口面断面積 (羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。) が 0.25 平方メートル以上 0.5 平方メートル未満のものウ バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 25 リットル以上 50 リットル未満のものエ 変圧器の定格出力が 100 キロボルトアンペア以上 200 キロボルトアンペア未満のもの
3 廃棄物焼却炉	ア 火格子面積 1.0 平方メートル以上 2.0 平方メートル 未満のもの イ 焼却能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上 200 キ ログラム未満のもの

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設
- 2 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第7項に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第7項に規定するガス工作物

その2 粉じんに係る指定施設

指定施設	規 模・能 力
1 鉱物(コークスを含む。)又は	面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の
土石の堆積場	もの

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項の本文に規定する鉱山に設置される施設
- 2 採石法(昭和25年法律第291号)第33条に規定する知事の認可をうけた岩石採取場

その3 汚水に係る指定施設

指 定 施 設	規模・能力
1 し尿処理施設	処理対象人員が 301 人以上 500 人以下のもの。 ただし、処理対象人員が 300 人以下であっても同一敷地 内の施設の合計が 301 人以上になるものも含む。

- 備考 1 この表において「処理対象人員」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した人員とする。
 - 2 次に掲げる施設を除く。
 - (1) 公共下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号及び第4号に規定する施設をいう。)に接続する施設
 - (2) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設

その4 悪臭に係る指定作業

指定作業	規模・能力
1 吹付塗装作業	塗装工場、自動車修理工場における作業に限る。

備考 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域に所 在する工場等を除く。

その5 騒音又は振動に係る指定施設等

1 機械プレス 呼び加圧能力が 30 重量トン未満のもの 原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上 3.75 ト未満のもの 原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キュラット以上 7.5 キュラット 1.5 キュラット以上 7.5 キュラット以上 7.5 キュラット以上 7.5 キュラット以上 7.5 キュラット以上 7.5 キュラット 1.5 キュラット	
2 せん断機 ト未満のもの ト未満のもの 原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5=	
1 3 公务比缩機(15法周機)	キロワット
4 コンクリートプラント 混練機の混練容量が 0.25 立方メートル以上 0 ートル未満のもの).45 立方メ
5 アスファルトプラント 混練機の混練重量が 100 キログラム以上 200 = 未満のもの	キログラム
6 ダイカストマシン 呼び加圧能力 50 重量トン以上のもの	
騒 7 冷凍機(往復動式、ロータリ式、遠心式のものに限る。) 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもののに限る。)	ので家庭用
8 クーリングタワー 原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のも	, 0
9 遠心分離機 原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のもの	カ
10 天井走行クレーン又は 門型走行クレーン 原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以」	上のもの
厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属板を加工する 11 製缶作業 気、ガスを用いる金属の溶接機又は切断機等を 作業に限る。)	
12 研摩作業 (仕上げ作業を除く。)	
業として電気のこぎり又は電気カンナを使用し 13 木材加工作業 切削を行う作業であって、建築工事の現場にな 的に行う作業を除く。	
1 コンクリートプラント 混練機の混練容量が 0.25 立方メートル以上 0 ートル未満のもの	0.45 立方メ
振 2 ダイカストマシン 呼び加圧能力が 50 重量トン以上のもの	
3 冷凍機(往復動式、口 ータリー式、遠心式の ものに限る。) 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもの パッケージ型を除く。	ので家庭用
4 遠心分離機 原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のもの	D

備考 次に掲げる施設又は工場等を除く。

- 1 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設
- 2 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第7項に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第7項に規定するガス工作物
- 4 騒音規制法(昭和43年法律第93号)第3条第1項の規定により指定された地域に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設を設置している特定工場等
- 5 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地域に設置される同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置している特定工場等
- 6 茨城県公害防止条例(昭和46年茨城県条例第39号)第2条第4項の規定により特定施設 を設置している工場等
- 7 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域に所在する工場等